

介護離職ゼロを目指して

現在、介護を理由として離職する方が毎年約十万人いると言われています。

政府としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指しています。

仕事と介護の両立のための制度

育児・介護休業法で定められた制度について一部紹介します。また、勤務先の制度については勤務先の人事・総務担当に確認してください。

1. 介護休業制度

要介護家族1人について、通算 93 日まで、3回を上限として分割可

※介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の 67%がハローワークから支給されます(介護休業給付金)。

2. 介護休暇制度

要介護家族1人につき、1年度に5日まで(対象家族が2人以上の場合は1年度に10日まで)1日単位または半日(所定労働時間の2分の1)単位で休暇を取得可。

3. 介護のための短時間勤務等の制度

事業主は以下のa～dのいずれかの制度(介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な制度)を作らなければならないことになっています。

a 短時間勤務の制度

b フレックスタイム制度

c 時差出勤の制度

d 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

4. 介護のための所定外労働の制限(残業免除の制度)

法律の詳細は、三重労働局雇用環境・均等室 (☎059 - 226 - 2318) まで。